

文末助詞「よね」の結合形式について

－ 必須・任意要素の「よ」と「ね」に基づいて－

廉美蘭*

目次

1. 研究目的及び方法
 2. 先行研究
 3. 考察方法
 4. 終助詞「よ」と「ね」
 5. 「よね」の結合形式
 6. 結論
-
-

1. 研究目的及び方法

文末助詞¹⁾「よね」の本質を究明するためには、その形態でも分かるように、終助詞「よ」と「ね」との関係からの考察も欠かせない。終助詞「よ」と「ね」の研究は今まで様々な観点から研究されてきたが、「よね」を含む統一的考察はまだ少なく、「よね」の本質が明らかになっているわけではない。それは、会話で一般的に使われている「よね」の項目が『広辞苑』や『日本国語辞典』で記載されていないことから分かる。本考察では、終助詞「よ」、「ね」と共に「よね」を独立した終助詞として認める立場に立って、「よ」と「ね」、「よね」を同カテゴリーに入れて再分析を行うことにする。その方法としては、発話において他の文末助詞との代用ができ、談話の調整用法として用いる任意的用法と、他の文末助詞との代用が難しく談話のなかで

* 名古屋大学 文学研究科 言語学 博士後期過程

1) 「よ」と「ね」は一般的には終助詞の一種として認められているが、「よね」は未だ終助詞として形式を確立していないことから、本論では「よね」を文末助詞と称する。

必然的に用いる必須的要素に分けて考える。「よ」と「ね」の各要素が「よね」にどのように現れるのか詳しく調査する。

本稿の構成としては、2章で先行研究を整理し、その問題点を指摘する。3章で「よ」「ね」「よね」を同カテゴリーで再分析するための考察基準を定めて「よ」と「ね」の性質をまとめる。4章では、3章までの考察に基づいて「よね」の性質を考える。最後に5章で本稿の結論を示し、「よ」、「ね」、「よね」の性質を全体的にまとめよう。

2. 先行研究

2.1 宮崎 (2000)

宮崎は、「確認」といった行為は、ある個人が何らかの手掛かりに基づいて不確実情報を確実化することであると考えられると述べ、確認要求表現について、認識系と当為系に二分した。前者を示す表現には「ダロウ」「ノデハナイカ」「ネ」があり、後者を示す表現には「ダロウネ」「ヨネ」があると主張した。

まず、認識系の「ネ」は、話し手の認識が不確かで聞き手の認識が確かだと見込まれる場合 (1)、逆に、話し手が当該の認識を有しているような場合 (2) であり、前者が「ね」の確認要求用法であると説明している。

- (1) 「沢村さんを殺したのはあなたですね」
- (2) (時間を尋ねられて時計を見ながら) えーと、3時10分だね。

一方、当為系の「ダロウネ」「ヨネ」については、以下の例を挙げて、そうでなければならぬと話し手が考える事柄を命題として示し、それが現実に対応していることを確認する表現であると説明している。

- (3) 君、宿題やってる {だろうね / よね}
- (4) あなた、田中さん {ですね? / だろうね。 / だろうね}

通常の人物確認であれば「ね」を使うとし、「ヨネ」と「ダロウネ」が使用されるのは、相手が自分を田中であると偽っている可能性や人違いの可能性があると、いやや特殊な状況においてであろうと説明した。

2.2 伊豆原 (2003)

伊豆原 (2003) は「よね」を用いる例文を、「ね」に確認・同意求め用法があるかどうか、「よ」と互換可能性があるかどうかで「よね」を以下の3種類に分類した。

・Ⅰ類 : 話し手の認識の受け入れを求め、聞き手と認識を共有しようとするもの。

(Ⅲ類と連続)

(5) 徹子 : 眠くなんないの?

越路 : いや仕事中に眠くなるんですよね。これはどういうことなのかわかんないのよ。

・Ⅱ類 : 話し手の認識が聞き手の認識でもあるか (にもなりうるか) を聞き手に確認することで、聞き手を話し手の認識領域に取り込むもの。

(同意を求める「ね」の性質を持つ「よね」)

(6) 徹子 : ピョンピョンゲームってあれでしょ、ダイヤモンドゲームでしょ。とても簡単なよね。

越路 : 進ませるやつでしょ。あれ、ピョンピョンじゃないですよ。

・Ⅲ類 : 話し手の認識が聞き手の認識でもあるかを確認することで話し手の認識を確実にしようとするもの。これは聞き手の認識がより确实だと考えられる場合である。

(Ⅱ類の下位分類と考えていい)

(7) 徹子 : 池部さんは陸軍なんですよ?

池部 : ええ。僕は陸軍の輜重隊—今の輸送部隊だ。

2.3 深尾まどか (1999)

深尾 (1999) は、終助詞「よ」と「ね」との違いを分析して、「よね」の本質的な意味を提示した。

(8) 息子さんは最初から鳳明一本に絞られて、文学部へ見事現役でパスなされたんだから、ほんとうにお偉いわよねえ。

「ほんとうにお偉いわ」と「ほんとうにお偉いわよねえ」の文の違いについて、後者が相手の同意を期待していること、つまり、相手が同意することへの確信をもった伺いであることが「よね」の意味であると示した。さらに、「ね」と「よ」との相違点を以下のように分析し表1のようにまとめた。

・ 「ね」と「よね」の違い

- ① 「よね」は疑問を表す「か」と共起しない。
- ② 「よね」には感動詞や間投詞としての用法はない。
- ③ 終助詞「かしら」や推量の助動詞「だろう」と共起しない。
 - ・ 「よ」と「よね」の違い
- ① 「よね」は疑問詞と共起しない。
- ② 「よね」は命令文の中で使用できない。
- ③ 自分のことには「よね」は用いない
- ④ 「よね」には間投詞としての用法はない。

表1

	疑問文	命令文	依頼文	間投用法	終助詞 かしら	終助詞 だろう
ね	○	X	○	○	○	○
よ	○	○	○	○	X	○
よね	X	X	○	X	X	X

2.4 加藤重広 (2001)

加藤は、文末助詞「よ」と「ね」が談話構成機能²⁾を持つと分析することを試みた。そこで、「排他的知識管理」³⁾という観点から、「よ」と「ね」の談話標識を以下のように整理した。

- ・ 「よ」は、話題になっている命題について、発話者が排他的な知識管理を行う準備があることを示すという、談話構成機能を持った談話標識である。

- ・ 「ね」は、話題になっている命題内容について、発話者が排他的な知識管理を行う意思がないことを示すという、談話構成機能を持った談話標識である。つまり、「よ」は排他的知識管理を行う談話標識であり、「ね」はその排他的知識管理を放棄することを示す談話標識であることを提案した。これをふまえ、[今日は寒いですよね]の「よね」の機能については、排他的知識管理のもとにある「今日は寒い」という判断を、不同意や反論の余地を認めながら発話するという意味になると位置づけた。さらに、この談話標識は、(9a)、(9b)ではなく、(9c)になると示し、構造上、命題内容に「よ」が付いた全体に「ね」が付いていると説明した。

(9a) [P⁴]今日は寒い] + [DM⁵]よね]

2) より広い視野で捉えるならば、談話をどう構成していくかという話者の意思を示すものであると言える。(p. 39)

3) 「排他的知識管理」というのは、話題になっている知識や情報に発話者のみが優先的にアクセスできる状況にあるということである。従って、命題内容については議論の必要がないという認識を持っていることになり、命題内容の真偽や受容に関しては優先的な知識管理を行う以上、責任を負うことになる。これが「よ」の機能である。

(p.43)

(9b) [P今日は寒い] + [DMよ] + [DMね]

(9c) [DMP⁶][P今日は寒い] + [DMよ] + [DMね]

2.5 問題提起

宮崎(2000)は「ね」と「よね」の意味的機能に着眼し、二者の大きな違いについて「ね」は「認識系」、「よね」は「当為系」に属すると述べている。ところが、基準になる「認識系」と「当為系」の定義が明確ではない。伊豆原(2003)は、「よね」が「よ」と「ね」とともに「発話によって聞き手に話し手と同一の認識を持たせる」機能を持っていると述べた。これら三者の違いについては、「発話によって聞き手に話し手と同一の認識を持たせる」そのための手続きであると説明している。ところが、この分析では各々の機能の分類に留まって、その機能がどのような形式で結合され「よね」の機能に派生したのか、「よね」が「よ」と「ね」と異なる性質である本質を探るには至らなかった。

深尾(1999)でも、「よ」「ね」「よね」三者を同カテゴリーに入れて、疑問文、命令文、依頼文、間投用法、終助詞「かしら」、終助詞「だろう」との接続関係を分析した。これは文末助詞「よね」と「よ」「ね」の機能について、意味的な違いばかり考えている我々に、形態的特徴を提示してくれた分析であるが、やはり、「よね」自他の機能を探るには至らず、「よ」と「ね」とは異なる形態的特徴を提示するに留まっている。加藤(2001)は、「談話構成機能」として文末助詞「よ」と「ね」を考察し、特に、「排他的知識管理」を行う準備がある談話標識には「よ」、「排他的知識管理」を行う意思がないことを示す談話標識を「ね」と定義している。ところが、(10)の「よね」が使用された文をみると、相手に対して話し手が排他的知識管理を最初から行うつもりがなく、よりの確な情報と求める「確認用法」である場合は、構造上も、「よ」が付いた全体に「ね」が付いた形式と言い難い。

(10) [p 昨日、田中さんがここにメガネを置いた] + [DMよね]

ここで取り上げた先行研究は「よ」「ね」「よね」の三者を同一カテゴリーとして考察を試みたところは筆者と変わらないが、各々の形式と意味的分類に留まっていると思われる。また、加藤の「排他知識管理」という概念は本稿の考察における重要な基準になるが、結果的に「よね」を独立した談話標識として認めていない立場として筆者

4) P: proposition (命題)

5) DM: discourse marker (談話標識)

6) discourse-marker proposition(談話標識付きの命題)

とは異なる意見を示している。

3. 考察方法

筆者は以上の問題点をふまえ、「よ」と「ね」の結合形式から「よね」の機能の本質に探りたい。基本的には、加藤(2001)の立場を大きく支持するが、結論からいうと、命題に談話標識「よ」が付く全体に「ね」が付くという仮定より、「よね」の独立した談話標識の存在を主張したい。

そのために、考察方法として、文末助詞「よ」「ね」「よね」が使用される例文を収集して優先的アクセスという概念に焦点を当て、より詳しく分析する。話し手の発話態度が談話を主導しようとする独占的な態度を持っているかどうかを観察範囲に含む。

3.1 発話状況

本稿で使用する「発話状況」とは、話題になっている発話内容について、話し手が聞き手の介在を考慮したうえ、アクセス可能な状況を把握する段階であることを示す。神尾(2000)の「情報のなわ張り」を参考にされたい。神尾の「情報のなわ張り」理論は「ね」の研究に多く取り入れられている。もっとも興味深いのは、「ね」の形式を直接形⁷⁾と間接形⁸⁾に分類したところである。さらに、情報が1から0までの幅を持つものと設定して、直接ね形は $[1 = H(\text{聞き手}) \geq S(\text{話し手}) > n^9]$ であり、間接ね形は $[1 = H > S < n]$ のような不等式で発話状況を定めた。ところが、(11)のように聞き手が知らない話題の内容の場合 $[1 = S > H < n]$ に「ね」が使用されることが可能であり、(12)のように完全にSのなわ張りの話題の内容にも関わらず、「ね」の使用が自然ではない場合が存在する。

(11) ちょっと郵便局行ってきますね。

7) 直接形とは、述語で言い切った文、それに「よ」「ぜ」「わ」などが付加された文など、断定的かつ確定的な表現の文を言う。

8) 直接概念に対する概念で、非断定的な表現である。このような表現を生み出す要素は多々あり、「らしい」「みたい」「かもしれない」「とされる」などがある。神尾(2000: 24)

9) 命題の情報を確信がもてる程度に知っている場合と、知っているが確信がもてるほどではないという場合があり、その境界をnとする。神尾(2000: 12)

- (12) A : どちらさまですか？
B : 田中です[?ね]

(13) そのとおりですよ。

また、(13)のように、話し手が聞き手と同様の意見であることを表すH = Sの場合にも「よ」が用いられて発話意図を異にする場合もある。他の文末助詞との統一的な分析をするためには、神尾の理論は適切ではないと思われる。しかし、(11)、(12)のように文末助詞を付加する前段階として、発話状況を分類しておく必要があるという考えのヒントを与えてくれた点で重要である。

上で述べたように、発話状況は聞き手の介入を考慮して話し手が聞き手の情報量を判断するものである。この判断は簡単に決めることは難しいが、命題の真偽ではなく、あくまでも話し手の想定であると考ええる。

3.2 優先的アクセスの実行・非実行

優先的アクセスとは、発話状況と密接な関係があるものである。(12)の「ちょっと郵便局行ってきます」という文をみると、聞き手は話し手の今からの行動を知らないので、ただの報告文(述べ立て文)のままでも会話では問題ない。また、発話状況から考えると聞き手が知らない発話であるため聞き手が優先的にアクセスすることはできない。そうすると、話し手に聞き手の介入を考慮して談話を調整する権利が与えられる。聞き手がアクセスできない状況でも、話し手の調整で聞き手を談話の内容にアクセスできるようにする、また共同情報を持っている場合だと、聞き手に優先して発話内容にアクセスする、あるいは聞き手が優先的アクセスできるよう表示するなどの様々な調整が文末助詞を通じて可能になると仮定する。話し手しかアクセスできない状況からの話し手の優先的アクセスは当然行われる行為であるので、本稿では、これを必須的と呼ぶことにする。これに対して、話し手の優先的アクセスの実行や非実行の調整が読み取れることは任意的と呼ぶ。この二つに分けて、次章で終助詞「よ」と「ね」について簡単に触れてみる。

4. 終助詞「よ」と「ね」

終助詞「よ」と「ね」を伝達上の適切さという観点から必須要素と任意要素に分けて、ハダカ終止形と各終助詞「よ」「ね」「よね」との代用について検討する。

4.1 必須要素・任意要素「よ」

(14) A : 切符を落とされました[よ/?ね/?よね/?ø]

(切符を落としたことに気付かず歩いていく聞き手の後ろから声をかける)

(15) A : 明日見せてあげる。

B : 今、見せてくれるんじゃないの? 明日は台風[よ/?ね/?よね/?ø]

(花 : 21)

(16) (明日の約束時間を確かめようとするAが)

A : 明日三時だね。

B : 違う、4時 だ[よ/?ね/?よね/?ø]

(14)、(15)、(16)これらの発話状況は、聞き手が発話内容について知らない、覚えていない、正しくないなど聞き手の優先的アクセスが不可能な状況である。さらに、話し手が聞き手に対して優先的にアクセスすることを談話上で「よ」を用いて発話することによって、話し手が聞き手の情報を受け入れない独占的態度¹⁰⁾を示す。簡単に図1のようにまとめよう。

図1

[話し手のみアクセス可能⇒優先的アクセス実行] ⇒ 独占的態度

必須要素として用いられる「よ」は、話し手のみがアクセス可能であると想定した話し手が、与えられた状況に従い、優先的アクセスを実行することによって、独占的発話態度を持つという関係には必然性がある。

一方、「よ」が付加された他の例文をみると、すべての「よ」の性質が必然要素として現れるということはない。

(17) A : 黒木瞳さんどう思いますか?

B : 素敵な女性です[ø/よ/ね/よね]

(18) ここは、修正が必要です[ø/よ/ね/よね]

(19) A : 着物、やっぱり貸してあげたんだね。

B : ええ、そう[ø/よ]

10) 聞き手の情報について受容しないで話し手のみの情報のみを伝える態度である。

(17)は「黒木瞳さんどう思いますか」という質問に話し手が返事をする場合である。確かに「素敵な女性である」話し手の考えであるため、優先的アクセスできる状況ではあるが、聞き手に対して聞き手より優先的アクセスを行うことを必然的に示す必要まではない。(18)の「ここは、修正が必要です」という発話は、話し手が考えているものを聞き手に提案する状況でもあり、発話時点で話し手より聞き手が知識がないと話し手が判断する状況でもある。(19)も、Aの「着物、やっぱり貸してあげたんだね」という発話で分かるように、話し手と聞き手が発話内容に対して知っている内容であるので、話し手のみアクセス可能な状況とはいえない。これらの例文は、話し手のみが優先的にアクセス可能であるとは限らない状況である。また、他の終助詞との代用が可能である。このように、上記の例文では「よ」を用いることも可能であるが、それは話し手の談話調整の結果であって必然的ではない。

発話状況と優先的アクセスとの関係が必然的ではなく、話し手が優先的アクセスにおける調整が可能であることからこのような「よ」を、必須要素「よ」に対する概念として、任意要素「よ」と設定する。図2のようにまとめよう。

図2

[聞き手アクセス可能⇒優先的アクセス実行] ⇒ 独占化する態度¹¹⁾を持つ

4.2 必須要素・任意要素「ね」

(20) A : 今日はいい天気です[ね/?∅]

B : そうです[ね/?∅]

(21) A : まわりの者も振り回されて疲れるし・・・

何言っているかわかりますよね? (冬: 158)

B : わたしが優柔不断だってことです[ね/?∅]

(22) (ユジンの昔の記憶が蘇る。ミニョンにユジンが声をかける)

A : ジュンサン・・・・・・・・

(ミニョンが振り向いたら)

B:・・・ジュンサンなの[ね/?∅]?・・・あなたなんでしょ?

(冬: 244)

(20)における天気の話や、(21)のように聞き手が示した内容の言っている意味をま

11) 発話状況上、独占した態度は示せないが、独占しようとする態度を示す。

とめる発話や (22)において聞き手の名前である「ジュンサン」について話し手の知識と変わりが無いことを確かめる発話など、これらの例文は、相手の発話内容に関して、話し手と聞き手が同等の知識を持つことを表明し、同等の知識であることを要求する場合に用いられている。「よ」と同様に、発話状況や優先的アクセスという観点から考えると、話し手と聞き手が同等にアクセスできる状況で、話し手が聞き手の知識程度を考え、優先的アクセスを行わないことを示すものである。この場合、必須要素「よ」と同様に、「ね」以外の形態との代用は難しい。これは、聞き手と同等にアクセス可能なので、優先的アクセスを実行することができない必然的關係であるといえる。これを必須要素「ね」と設定する。簡単に図3にまとめよう。

図3

[話し手と聞き手が同等アクセス可能⇒優先的アクセス非実行]

⇒ 共有的態度¹²⁾

一方、必須要素「ね」に対して、以下のように、「ね」以外の形態と代用が可能である例文をみてみよう。

(23) A: 次の会議はどこですか?

B: 会議は6号室です[∅/ね]

(24) A: こんなたくさん、星ってあったんだ。俺、ずっと星を見ることすら忘れていたような気がする。

B: 不思議だ[∅/ね]

A: 何が?

(花: 151)

(11)' ちょっと郵便局行ってきます[∅/ね]

(23)、(24)は、「どこですか」、「不思議だ」で分かるように、話し手は聞き手と共有知識を持っているとは言えない。(11)の「郵便局行ってきます」は聞き手に一方的に報告する文とも言える。これらの例文はむしろ聞き手が知らない、気付いていない発話内容について発話している。話し手が発話内容について優先的アクセスが可能である状況であるが、優先的アクセスの実行である「よ」ではなく、優先的アクセスの非実行である「ね」を付加した文である。つまり、優先的アクセスはできるが、実行はし

12) 発話全体が聞き手との共有を志向する態度である。

ないというプロセスが読み取れる。このとき、話し手は任意的「よ」の発話態度のように「独占化しようとする態度を示すことはできるが、あえて示さない態度も示すことが可能である。この「ね」の性質も「ね」の重要な性質として認め、任意要素の「ね」と設定しておく。図4のように簡単にまとめよう。

図4

[話し手の優先的アクセス可能⇒優先的アクセス非実行]⇒独占的態度キャンセル

5. 「よね」の結合形式

前章では、終助詞「よ」と「ね」の性質について、必須的と任意的に分けて考察を行った。発話状況と優先的アクセスという観点を取り入れて、発話状況と優先的アクセスの実行・非実行が必然的な関係にある場合は必須要素と、発話状況とは別に、話し手が優先的アクセス実行・非実行を調整して行う場合を任意要素とした。これらの「よ」と「ね」の性質を前提にして、4章では「よ」と「ね」の性質が結合して現れる「よね」の性質について詳しく観察する。

5.1 「よ+ね」の結合形式(任意的「よね」)

(25)スニョン：どうしてなのか、僕自身、さっぱり分からないんだよね。

(冬：52)

(26)ミニョン：そう、どうしてたのか、そのことが僕もすごく気がかりだったんですよね。

(冬：99)

(27)ミニョン：・・・チェリンの友達？春川でお会いしましたよね？

(冬：64)

これらの例文は「よね」が「よ」と「ね」の結合形態であるという観点から、それぞれの意味機能が取り入れられているとされる場合である。結合される形態としては必須・任意要素「よ」と任意要素「ね」、任意要素「よ」と必須・任意要素「ね」の結合が考えられる。話し手のみがアクセスできる状況と、聞き手と話し手が同様の知識を持つ状況に使用される必須要素「よ」と「ね」の結合はできないと仮定する。この場合、必須要素「よ」は聞き手の知識がゼロの場合しか用いることができないが、必須要素「ね」は聞き手が幾らか知識がある状況でしか用いることができない。つまり、必須要素「よ」と「ね」以外に、必須要素「よ」+任意要素「ね」、任意要素

「よ」＋任意要素「ね」、任意要素「よ」と必須要素「ね」が結合されて「よね」として現れるという三つのパターンが考えられる。このような「よね」を、「よ」と「ね」の考察と同じレベルとして任意要素「よね」とする。

任意要素「よね」の三つのパターン

◎ 必須要素「よ」＋ 任意要素「ね」

[スンニョン：どうしてなのか、僕自身、さっぱり分からないんだよね。]

この場合、「ね」の付加は任意的要素であるので、「よ」のみでも、文を不自然にしない。「僕自身」という話し手のみがアクセス可能な状況であるが、「ね」を付加することで、独占的態度をキャンセルする態度を持つ。つまり、独占化する態度を持つことができるが、その態度をキャンセルするというプロセスが読み取れるものである。

◎ 任意要素「よ」＋ 任意要素「ね」

[ミニョン：そう、どうしてたのか、そのことが僕もすごく気がかりだったんですね。]

「僕も」から分かるように、聞き手も知っている発話内容について、「僕」という話し手自身のことを発話する場合であるため、聞き手が参与可能な状況であると考えられる。つまり、「そう、どうしたのか、そのことが僕もすごく気がかりだったんですよ」でも、「そう、どうしたのか、そのことが僕もすごく気がかりだったんですね」も、何も付加しないはだか終止形でも文を不自然にしない場合であるため、「よ」と「ね」は任意要素である。この場合「よね」は、最終的に共有態度を示す。

◎ 任意要素「よ」＋ 必須要素「ね」

[ミニョン：…チェリンの友達？春川でお会いしましたよね？]

「春川でお会いした」という発話内容は、話し手の知識である一方、聞き手の知識でもあると話し手が判断し、発話する場合である。話し手と聞き手が同等な知識をもつ状況が前提とされるため、必須要素「ね」の状況に従うものである。聞き手の参与も可能であることから、優先的アクセス実行の「よ」のみを用いることはできないため、「よ」は必須要素ではなく、任意要素であると考えられる。「よね」として現れているが、「ね」を用いて「春川でお会いしたね？」と発話しても不自然な文にはならない。話し手と聞き手が知識を共有しており、優先的アクセスが不可能であると判断する状況であるため、ここで現れた「よ」は任意要素であり、「ね」は必須要素であると考えられる。

以上、任意要素「よね」は、「よ」と「ね」のいずれかの性質に傾く場合があ

り、任意要素同士が結合される場合は、「ハダカ終止形」「よ」「ね」などの代用も許される。

5.2 必須的「よね」

(28) (鍵を探しながら) 僕、昨夜、ここに鍵を置いた[よね/?よ/?ね/?ø]

(29) (映画のチケットが一枚あまったので、一緒に行く友達を探していると)
僕が行ってもいい[よね/?よ/?ね/?ø]

(30) ユジン : 遅刻じゃない[よね/?よ/?ね/?ø]
サンヒョク : (時計を見ながら) ちょっと (冬:18)

上に挙げた例文は、5.1で示した任意要素「よね」とは違って、他の文末助詞、ハダカ終止形などの使用が許容されず、「よね」のみが使用される例文である。任意要素「よね」に対して、談話において「よね」が必須要素として使われる場合である。(28)「僕、昨夜、ここに鍵をおいた」の発話内容は、話し手が行った事実を述べる文になる。ところが、話し手が「置いた」記憶がなかったり、「置いた」事実を知っていた相手により正確な事実を確かめる意図を持つ発話である。もし、話し手が話題の内容について聞き手と同様の知識や情報を持つことを前提するなら、必須「ね」が使われ、鍵を置いた事実に対する同意だけを求める文になるだろう。しかし、(28)は「昨夜ちゃんと置いたはずの鍵がない」と思う話し手が昨夜一緒にいた友達により正確な情報を得るための発話である。ここで用いられた「よね」は、必須・任意要素「よ」と任意要素「ね」が用いられる状況とは異なる場合のものである。つまり、「よ」と「ね」の何らかの意味が取り入れられている説明では、聞き手がより知識や情報があると話し手が想定して発話する場合用いられる「よね」を説明できない。(29)は、「僕が行ってもいい」という発話内容について相手に許可を得る発話である。事実を述べる「ハダカ終止形」と「よ」は、話し手が許可する発話になってしまうため使えない。「ね」が付加される場合は、「僕が行ってもいい」という判断や知識が相手と共通であることを前提にした発話である一方、「よね」は「話し手が自分の行為の許可を求める」発話である。つまり、「僕が行ってもいい」という発話内容について、映画のチケットのない話し手は優先的アクセスができない。(30)の「遅刻じゃないよね」は、話し手と聞き手がまだ学校に着いていない状況であり、話し手が走りながら聞き手に確認する文である。「遅刻じゃない」のハダカ終止形や「遅刻じゃないよ」の

「よ」の場合、話し手がアクセスできる状況で、聞き手より話し手の知識が優位であることを表明する発話になる。「ね」を用いる場合、「遅刻じゃない」という話し手の判断や知識が聞き手と同様であることを表明する発話になり、発話内容が話し手と聞き手が同様であることを確認する文になるが、「よね」の場合、話し手は聞き手により正確な情報を求める発話なので、聞き手は「時計を見ながら」正確な情報を与えようとする。これらの例文で用いた「よね」は、話し手が発話内容についてある程度知っているが、聞き手の方がより知っているという前提で、聞き手に確認¹³⁾をする機能を持つ。つまり、話し手は優先的アクセス不可能な発話状況であるため、優先的アクセス非実行が必然的に行われる場合であると考えられる。

以上、「よね」の形態には、「よ」と「ね」の各必須要素と任意要素が結合して、それぞれの意味機能が読み取れる任意要素「よね」を形成することが分かる。しかし、これだけではなく、話し手の知識より聞き手の知識がより多いと想定して、聞き手により確かな情報を得ようとする場合は、他の文末助詞とは代用ができない必須要素「よね」が用いられることを明らかにした。

6. 結論

以上の分析で提示した必須要素「よ」「ね」「よね」、任意要素「よ」「ね」「よ>ね」「よ<ね」「ね」「よね」は図5のように並べることができ、表2のようにまとめられる。

図5 必須要素－任意要素－任意要素－任意要素－任意要素－任意要素－必須要素－必須要素
「よ」「よ¹⁴⁾ね」「よ」「ね」「よ=ね」「よ<ね」「ね」「よね」
表2 【必須・任意要素「よ」と「ね」、「よね」の結合形式】

形態	必須「よ」	任意「よ」	任意「ね」	必須「ね」	必須「よね」
発話状況	話し手のみ	聞き手参与可		話し手と聞き手同等	聞き手のみ
アクセス	実行	実行	非実行	非実行	非実行
発話態度	独占的	独占化	独占化 キャンセル	共有態度	確認を求める

13) 「確認」とは、「確かめる」ことであり、「確かめる」とは、「確かにする」ことだとすれば、「不確かなことを確かにする」というのが、確認の意味であろう。宮崎(2000:7)

14) 図5で用いた記号は、「よ」と「ね」の結合において必須要素である部分を表示、=は任意要素同士を示す。

関係	必然的	任意的 (優先的アクセスの調整 が可能である)	必然的	必然的
「よね」の 結合形式	(必よ+任ね)	(任よ+任ね)	(任よ+必ね)	「よ+ね」形式 では説明不可能

「よ」と「ね」の意味機能を発話状況と優先的アクセスという観点から、必須要素と任意要素に分けて分析した。必須要素「よ」+任意要素「ね」、任意要素「よ」+必須要素「ね」、任意要素「よ」+任意要素「ね」の結合して任意要素「よね」を形成すること、「確認用法」として、「よ」と「ね」のいずれかの機能が取れない必須要素「よね」が存在することを提示した。そして、この分析は、「よ」と「ね」の結合において「ねよ」という結合ができない理由についても説明できるだろう。「よ」は優先的アクセス実行の表示であって、「ね」は優先的アクセス非実行の表示である。話し手が優先的アクセス実行できるが、非実行した態度を談話のなかで「よね」を用いて表示すると、一般的に言われている同意を求めたり、聞き手に配慮した二次的発話効果が発生することが期待できる。ところが、優先的アクセス非実行から実行へのプロセスは、発話内容に「よ」を使用するだけで表示できるため、わざと「ね」を先に置く必要は全くない。これは、聞き手に話し手の態度を伝えるのにより複雑なプロセスを与えることなので、円満な会話における無駄な形式になるわけである。今後、以上の研究内容を踏まえて、「よね」の意味的考察と「確認用法」の体系についてより明確に考察したい。

【参考文献】

- ・ 伊豆原英子(2003)「終助詞「よ」「ね」「ね」再考『愛知学院大学教養部紀要51券』p. 1~15
- ・ 井上勝(1997)「もしもし、切符を落とされましたよ」－終助詞「よ」を使うことに意味『月刊言語』第26券 第1号p62~66
- ・ 大曾美恵子(1986)「今日はいい天気ですねーはい、そうです」日本語学vol. 5明治書院 p. 91~94
- ・ 片桐恭弘(1995)「終助詞による対話調整」『月刊言語』11月号 p. 38~45
- ・ 加藤重広(2001)「文末助詞「ね」「よ」の談話構成機能」『福山大学紀要』第35号 p. 31~48
- ・ 神尾昭雄(2002)「続・情報のなわ張り理論」大修館書店
- ・ 白川博之(1992)「終助詞「よ」の機能」『日本教育』77号
- ・ 曹再京(2000)「終助詞「よ」の機能」『言語学論集』第4号、東北大学文学部言語科学専攻 p1~12
- ・ 深尾まどか(1999)「終助詞「よね」について」『日本語教育研究第38号』p90~98
- ・ 宮崎和人(2000)「確認要求表現の体系性」日本教育106号、日本語教育学会 p. 7~16

【用例出展及び本稿における表記】

- ・ 「冬のソナタ」で始める韓国語~シナリオ対訳集~翻訳/安岡明子 キネマ旬報社 (冬)
- ・ 「指先の花」映画『世界の中心で、愛を叫ぶ』律子の物語 著者/安田明子 キネマ旬報社 (花)

要 旨

終助詞「よ」と「ね」は、従来様々な観点から議論されてきたが、その結合形態である「よね」については、未だ十分な定義がなされていない。本論では、「よ」「ね」「よね」の形態的特徴を究明するために、終助詞「よ」と「ね」を発話状況と優先的アクセスという観点から再分析して、「よね」の形態に結合する際に現れる形式を観察した。各形態には、「よ」「ね」「よね」の各形態が他の形態と代用ができない必須要素として用いられる場合と、話し手の談話調整意志によって他の形態と代用が可能であって、任意的要素として用いられる場合が存在する。特に「よね」の形式は、「よ」と「ね」の必須要素同士の結合はできないとし、必須要素「よ」+任意要素「ね」、任意要素「よ」+必須要素「ね」、任意要素同士の「よ+ね」の三つと、これらの機能で説明できない確認用法の必須要素「よね」一つが現れて四つの結合形式を持つことが分かる。この結果、「よね」の独立した形態は成立することと、必須要素「よね」と必須要素「ね」が示している確認用法も異なる性質であることが明らかになった。

キーワード：発話状況、優先的アクセス、談話調整、必須要素、任意要素、独立した形態

투 고 : 2006. 11. 30
1차 심사 : 2006. 12. 9
2차 심사 : 2006. 12. 30

住 所 : (462-0861) 日本国愛知県名古屋市北区辻本通1-29プランマゾン1-B号
電 話 : 81-90-4212-7870
e-mail : yml5513@hotmail.com